

令和7年度

石巻市立湊中学校

学校安全マニュアル



石巻市立湊中学校

令和7年度 石巻市立湊中学校安全マニュアル〔目次〕

	項 目	ページ
I-0	本校と学区の現状	1
I-1	学校防災教育全体計画	2
I-2 交-1	学校安全年間計画 交通安全指導計画	3
I-3	校内災害対策本部	4
I-4	教職員の動員体制	5
I-5	情報連絡体制	6
I-6	災害時の情報収集体制	7～8
I-7	地域の連絡体制	9～10
I-8	防災避難訓練計画	
	・高台への避難経路確認(1年)	11
	・地震・津波想定訓練	12～14
	・火災想定避難訓練	15～16
	・石巻市総合防災訓練	17
	・ショート避難訓練計画 原子力災害想定避難訓練	18 18①18②
	・引渡し訓練	19～20
	・不審者対応訓練引	21～22
I-9	学校安全研修計画	23
I-10	防災関係の安全点検計画	24
II-1	地震発生時の対応	25～27
II-2	火災発生時の対応	28～29
II-3	突風・竜巻発生時の対応	30
	(2) 雷発生時の対応	31～32
II-4	風水害想定の場合の対応	
	(1) 暴風警報発表時の対応	33
	(2) 大雨洪水警報発表時の対応	34
	(3) 大雪警報発表時の対応	35
	(参考資料)湊地区洪水ハザードマップ	36
II-5	原発事故発生時の対応	37
II-6	避難所開設・運営協力	38～41
II-7	学校再開	42
III-1	心のケア 健康調査	43～43③
III-2	緊急時の連絡手段	44～45
III-3	災害備蓄品リスト	46
III-4	マニュアルのリーフレット	47～48
III-5	非常災害用カード	49～50
III-6	学校災害対策要綱	51～53
III-8	特別警報発表時の対応	
	大雨・暴風・暴風雪・大雪・高潮・波浪特別警報	54
	大地震	55～56
III-10	弾道ミサイル発射等に係る対応	
	弾道ミサイル	57～58
	学校への犯罪予告・テロへの対応について	59～60
	インターネット上の犯罪被害への対応につて	61
生-1	傷病等への対応	
	(1) 傷害・急病発生時の対応	62
	(2) 熱中症予防と発生時の対応	63 63① ～ 63⑦
	(3) 食物アレルギーをもつ生徒への対応	64
	(4) 感染症への対応	65
生-2	不審者対応マニュアル	66～68
交-2	交通事故発生時の対応	69

過去の被害状況								
被害名								
宮城県北部地震	被害状況は不明							
東日本大震災	学校は、震度6弱の地震による大津波で校舎1階天井まで浸水。学区南部では高さ2m、北部で2m以上浸水し、地蔵全体が家屋の倒壊や浸水などの甚大な被害を受けた。学校は震災後、3年間の閉鎖や仮設校舎での生活を経て、本校舎に戻った。							
令和元年東日本台風	被害状況は不明							
本校(園)の基本情報								
北校舎	階数	3階	風上向き	無	築年	1982年	耐震等級	
	基礎の幅	0.42m	基礎の高さ	3.94m	基礎の長さ	7.49m	基礎の深さ	
南校舎	階数	4階	風上向き	有	築年	1982年	耐震等級	
	基礎の幅	0.42m	基礎の高さ	3.94m	基礎の長さ	7.46m	基礎の深さ	
体育館	支保柱の断面寸法	5.3m		断面寸法	1997年	耐震等級	1998年	
学校の緊急避難場所指定の有無	洪水:○(校舎2階以上) 浸水(内水氾濫):○ 土砂災害:○ 津波:○(校舎4階以上)						※指定の学校施設や階数等も記載	
学校の避難所指定の有無	○ ※避難所はハザード別に指定されている							
地形								
1)校地の標高	校舎玄関の外:1m グラウンド:0.5m							
2)校地の地形 ※低地の場合は微地形も	・後背湿地上にあり、標高約0.5m ・校地内は土砂災害等の危険性はない							
3)学区の地形 ※低地の場合は地形も	・学区は後背湿地上に広がっている ・学区の南側は海に、西側は川(旧北上川)に面している ・学区の東側には牧山を中心とする丘陵地がある。							
ハザードと避難に関する情報								
1)洪水(河川)の位置	平成28(2016)年6月30日 令和4(2022)年3月15日、同年5月31日、令和5(2023)年5月30日							
対象となる河川と想定雨量	①旧北上川 想定最大雨量354mm/2日間							
河川から学校までの距離	②約0.6km							
水位観測所(観測点)	①石巻観測所 ②門脇観測所							
校地の浸水深	校舎玄関の外:5.0m グラウンド:5.0m ※想定対象河川が近隣にない場合は、想定なしと記載							
校地での想定外の状況(地形との関係)	ハザードマップのデータによると、校地での浸水する程度は3m~5m(2階部分まで浸水する程度)となっている。また、校地周辺は後背低地・湿地となっており、周囲よりもわずかに低い土地になっているため、校地周辺はその他の土地よりも、洪水による水の影響があると考えられる。							
学区内(学校周辺、登下校時、避難経路)での浸水場所と浸水深	・不動町:プレナミヤギ前交差点は、大雨による冠水が過去に数回発生。排水ポンプが設置後は、冠水は見られていない ・八幡町:内海橋ガード下は、大雨による冠水での通行止めが過去に数回あった ・吉野町:国道398号線(一里子神社前~セブンイレブン付近)							
学区内(学校周辺、登下校時、避難経路)での浸水場所と浸水深	学校は、旧北上川から直線距離で約500mに位置しているが、学区内の不動町から吉野町にかけては旧北上川沿いに住宅があり、降水量が多い場合には冠水の危険がある。							
洪水時の緊急避難場所(児童生徒在校時)	①校舎2階以上 ② ③ ④ ※校舎、指定緊急避難場所・その他立寄り避難場所							
2)浸水(内水氾濫)	※石巻市では浸水害ハザードマップがまだないため、低地にある学校・学区では地形や過去の履歴から判断							
校地の浸水可能性	排水ポンプの排水が追い付かない場合は、可能性としては、十分考えられる。							
学区内(学校周辺、登下校時、避難経路)での浸水場所と浸水深	・不動町:プレナミヤギ前交差点は、大雨による冠水が過去に数回発生。排水ポンプが設置後は、冠水は見られていない ・八幡町:内海橋ガード下は、大雨による冠水での通行止めが過去に数回あった ・吉野町:国道398号線(一里子神社前~セブンイレブン付近)							
浸水時の緊急避難場所(児童生徒在校時)	①校舎2階以上 ② ③ ④ ※校舎、指定緊急避難場所・その他立寄り避難場所							
3)土砂災害	令和5(2023)年7月4日							
校地の(特別)警戒区域と土砂災害の種別	校地は、(特別)警戒区域と土砂災害の種別は見られない。							
学区内の警戒区域等の場所と種別過去の履歴	警戒区域:不動町~八幡町の山沿い、館山周辺(みなと荘)、松並・アムズガーデン裏山、根上り松復興住宅裏山、御所入地区(牧山ふもと)、湊町・大門崎山 種別:急傾斜地の崩壊、土石流							
学区内(学校周辺、登下校時、避難経路)での浸水場所と浸水深	注意すべき場所:不動町~八幡町の山沿い、館山周辺(みなと荘)、松並・アムズガーデン裏山、根上り松復興住宅裏山、御所入地区(牧山ふもと)、湊町・大門崎山 種別:急傾斜地の崩壊、土石流							
土砂災害時の緊急避難場所(児童生徒在校時)	①なし ② ③ ④ ※校舎、指定緊急避難場所・その他立寄り避難場所							
4)津波	令和4(2022)年5月宮城県想定、令和6(2024)年5月15日石巻市公表							
海(河川)から学校までの距離	約0.6km							
校地の浸水深	校舎玄関の外: 8.31m グラウンド: 8.31m							
地震発生から津波到達	約 50 分 ※観測点と近い津波到達地点の時間から算出							
校地での想定外の状況	ハザードマップのデータによると、校地での浸水する程度は5m~10m(2階の屋根以上が浸水する)となっている。また、校地周辺は後背低地・湿地となっており、周囲よりもわずかに低い土地になっているため、校地周辺はその他の土地や地区よりも、津波による影響が大きいと考えられる。							
学区内(学校周辺、登下校時、避難経路)での浸水場所と浸水深	浸水場所と浸水深:重ねるハザードマップでの最大想定では、学区内ほぼ全ての地区で予想浸水深が5m以上となっている。 過去の災害履歴:東日本大震災							
学区内(学校周辺、登下校時、避難経路)での浸水場所と浸水深	学区内ほぼ全ての地区							
津波時の緊急避難場所(児童生徒在校時)	①校舎4階 ②大門崎公園 ③ ④ ※校舎、指定緊急避難場所・その他立寄り避難場所							
5)その他の災害リスク	石巻市広域避難計画作成年月日:平成29年3月作成・令和4年1月改訂							
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の別	緊急防護措置を準備する区域(UP2)							
その他の情報(周辺の状況等)	・学区全域が津波による浸水想定区域 ・津波浸水があった場合の一次集合場所:みなと荘(八幡町)、湊小学校(吉野町)、湊中学校(湊町)							
避難先	行政区	不動町1丁目	不動町2丁目	八幡町、田町	吉野町1丁目	吉野2、3丁目	御所入	湊町1、2丁目
	一次集合場所(行政区ごと)	みなと荘	みなと荘	みなと荘	湊小学校	湊小学校	湊小学校	湊小学校
	避難受付ステーション	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎
	避難先	大崎小学校	旧高倉小学校	旧高倉小学校	旧高倉小学校	古川西小中学校	古川西小中学校	鬼首小学校
	行政区	湊町3、4丁目	伊原津	松並	緑町	大門町	湊東	
	一次集合場所(行政区ごと)	湊小学校	湊小学校	湊小学校	湊小学校	湊中学校	湊中学校	
	避難受付ステーション	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	大崎合同庁舎	
	避難先	旧上野目小学校	旧東大崎小学校	旧清滝小学校	旧池月小学校	旧志田小学校	旧志田小学校	
6)その他の災害リスク	・石巻港側では液状化が起る可能性あり ・牧山周辺では野生動物(狼、鹿など)の出没情報あり							
7)その他(学校行事でよく行われる行事等)	・石巻市市場や学区内水産加工会社:津波や洪水に関するハザードあり・津波避難ビルや避難経路を事前に確認して実施 ・湊川河川運動公園、北上にのりさんパーク:洪水・土砂災害に関するハザードあり・避難経路や場所を事前に確認して実施 ・東京都を中心とする関東地区:地震、津波等のハザードを確認し、連絡方法や集合場所を事前に確認・周知して実施							



I-2 学校安全年間計画

	防災教育 (防災学習・防災指導)		関連行事		
	防災タイム	教科等との関連	防災・安全管理 (交通安全も含む)	学校行事等	学校外での活動等
4	○「防災学習」について →防災学習の意義について知る →災害・緊急時の「避難行動」と「避難場所」について確認する ・石「学校の安全対策」p16 →避難訓練日程の確認、避難場所確認等		・校内安全点検・通学路点検 ・学校防災マニュアル確認 ・通学路、避難経路確認 ・学区内危険箇所点検 ・備蓄倉庫点検 ・避難経路確認(1年) ・春の交通安全運動	・始業式 ・入学式 ・対面式 ・授業参観、PTA総会 ・家庭訪問	・第1回漆地区防災担当者 情報交換会(国小中)
5	○地震・津波に備えて① ※6月避難訓練の事前学習を兼ねる →学校での地震への備えや避難行動について考える ・宮「地震災害への備え」p20~ ・石「学校にいたるときに…」p17~	【社会】 「日本の地域的特色と地域区分」 (2) 【理科】 「大地の変化」(1) 【保体】 「自然災害による危険」(2)	・校内安全点検 ・保護者引き渡し訓練 ・ショート訓練 (地震:部活動時)	・運動会 ・生徒総会 ・体力テスト ・小・中連携授業参観	
6	○地震・津波に備えて② →家庭や地域での地震への備えや避難行動について考える ・宮「津波への備え」p22~ ・石「こんな場所で地震が起きたら」p19 「我が家の地震対策」p21 「災害に備える」p23	【国語】 「分かりやすく伝える」(1) 【社会】 「日本の地域的特色と地域区分」(2) 「日本の諸地域」(2) 【理科】 「大地の変化」(3) 【保体】 「自然災害による危険」(2)	・校内安全点検 ・避難訓練(地震・津波) ※事後指導:石p5~, 16~ ・心肺蘇生法研修会 (職員)	・地区中総体 ・地区陸上競技大会 ・1学期末考査	・第1回漆地区防災連役員会
7	○大雨・洪水災害に備えて →大雨で予想される危険や避難行動等について考える →防災気象情報や警戒レベル等について知る ・宮「大雨・突風などによる災害への備え」p26 ・石「大雨・洪水・雷」p29 ※重ねるハザードマップ提示	【社会】 「日本の地域的特色と地域区分」 (2) 【理科】 「天気とその変化」(2) 「自然の恵みと災害」(3) 【保体】 「自然災害による危険」(2)	・校内安全点検 ・復興防災マップFW ・不審者対応訓練 ・交通安全教室 ・ショート訓練 (大雨洪水:清掃時)	・地区駅伝大会 ・交通安全教室 ・授業参観 ・1学期終業式 ・県中総体 ・三者面談(全学年)	・第1回漆地区防災連 運営委員会
8 ・ 9	○もしもの時の備え① →正しい情報収集の大切さについて考える ・宮「災害時に陥りやすい人の心理」p31	【保体】 「自然災害による危険」(2) 「自然災害による被害の防止」 (2)	・校内安全点検 ・通学路点検 ・学区内危険箇所点検 ・ショート訓練 (地震:休憩時)	・2学期始業式 ・修学旅行 ・地区新人大会 ・小中連携地域清掃	【9月】 ・第2回漆地区防災連役員会 ・第2回漆地区防災担当者 情報交換会(国小中)
10	○火災を防ぐ ※10月避難訓練の事前学習を兼ねる →火災予防や火災発生時の対応、避難行動について考える ・石「火災」p27~	【理科】 「自然の恵みと災害」(3) 【保体】 「自然災害による危険」(2)	・校内安全点検 ・避難訓練(火災)	・文化祭 ・生徒会役員選挙	・第2回漆地区防災連 運営委員会
11	○もしもの時の備え② →災害時に自分たちにできることについて考える ※市総合防災訓練の振り返りも兼ねる ・石「私たちにできること」p41~ ・宮「避難者の一員として」p34	【理科】 「地球と私たちの未来のために」(3) 【保体】 「共に生きる」(2)	・校内安全点検 ・石巻市総合防災訓練	・職場体験学習(2年) ・2学期末考査 ・教育相談(全学年)	
12	○原子力災害に備えて →原子力事故発生時の対応と避難行動について考える →原子力事故発生時の避難場所を知る ・石「原子力災害」p35~ ※石巻市広域避難計画も参照		・校内安全点検 ・ショート訓練 (地震:部活動時)	・授業参観 ・2学期終業式 ・社会人の話を聞く会 (1年)	
1	○災害後の生活 →災害後の心のケアについて考える →ライフラインの大切さについて知る ・宮「心の健康を保つために」p40~ ・石「ライフラインの大切さ」p39~	【保体】 「ストレスへの対処と心の健康」 (1)	・校内安全点検 ・ショート訓練 (原子力災害対応)	・3学期始業式 ・私立高校入試	
2	○地震・津波に備えて② →学校での地震への備えや避難行動について考える ・宮「地震災害への備え」p20~ ・石「学校にいたるときに…」p17~	【理科】 動き続ける大地(1) 自然環境の調査と保全(3)	・校内安全点検	・私立高校入試 ・高校生の話を聞く会(2年) ・学年末考査 ・3年授業参観 ・3年生を送る会	・第3回漆地区防災連役員会
3	○「防災学習」を振り返って →今年度の防災学習や避難訓練について振り返る ・石「学校の安全対策」p16		・校内安全点検	・公立高学力検査 ・卒業式 ・1・2年授業参観 ・修了式 ・1日入学 ・離任式	・第3回漆地区防災連 運営委員会

I-3 校内災害対策本部

1 校内災害対策本部

校長は、大規模な災害が発生、又は発生することが予想されるときは、直ちに校内災害対策本部(以下「災対本部」という)を設置するとともに、校内災害対策非常配備態勢(「非常配備態勢」という)を発する。

2 災害対策本部設置基準

震度6弱以上の地震または津波警報発表等の大規模な災害発生時に、震災の規模や被害状況等を踏まえ、校内災害対策本部を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

3 災害対策本部(災対本部)の構成及び担当業務

担当業務		担当業務
本部長	校長	本校及び関係機関と連絡調整の上、災害対策業務を総括すること。
副本部長	教頭	本部長を補佐すること。
	教務主任	
	防災主任	
	PTA会長	
本部員	その他の教職員 PTA本部役員	本部長及び副本部長の指揮のもとに、災害対策活動に従事すること。

*本部長(校長)に事故あるとき、不在の場合の任に当たる代理順

①教頭 ②教務主任 ③防災主任 ④学年主任 ⑤担任

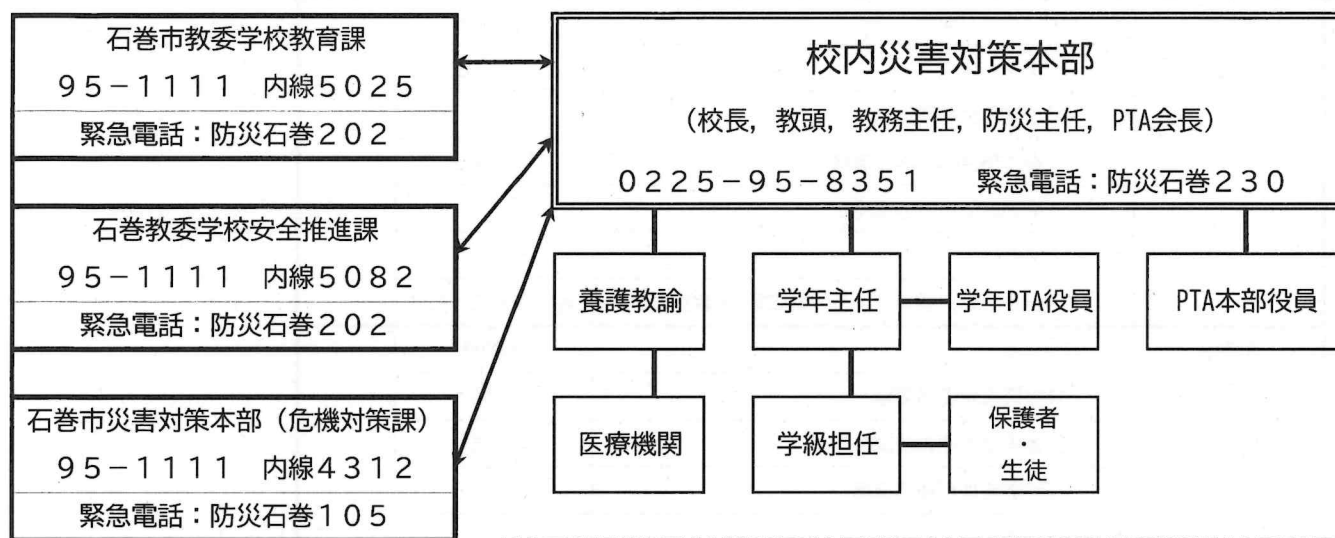
4 業務内容

対策組織	構成員	業務内容
避難誘導班	学級担任 副主任	・生徒が安全に避難できるよう誘導する。 ・避難完了後、生徒の安否を確認し、学年主任へ報告する。
安全点検 消火班	事務員 用務員 PTA本部役員 (防災主任)	・災害発生時に校舎内外の安全点検と残留生徒の検索をし、教頭へ報告する。 ・火災発生時は、初期消火に駆けつける。 ・学区内の被害状況等を確認し、教頭へ報告する。(PTA本部役員)
救急医療 救護班	養護教諭 (支援員)	・避難場所が分かるよう旗を掲げて待機する。
保護者連絡班	学年主任	・生徒の避難状況や学校の被害状況等をメール配信等で保護者に連絡する。
応急復旧班	教頭 安全担当	・校舎の被害状況により応急的な復旧作業に当たる。
避難所支援班	教務主任 防災主任 (支援員)	・地域の避難所として開設する際には立ち上げ作業等の支援に当たる。 ※支援員は、現場の状況により避難所支援または救護のどちらかに当たる。

I - 4 教職員の動員体制(湊中としての対応)

区分	配備規準(石巻市)		本校の対応	配備を要する人員	備考
	地震・津波	風水害			
0号 配備 体制	○局地的な災害が拡大し、又は拡大するおそれがあるとき ○石巻市総務部長が必要と認めたとき ○市内で震度4の地震が観測されたとき	○大雨・洪水・高潮のいずれかの警報が発令されたとき ○石巻市総務部長が必要と認めたとき	○震度4で経過観察後、校長の判断により必要であれば参集する ○各自の安全を確認し、学校へ参集する。 ↓ ○参集後、校地内の被害を確認し、善後策を決定する。 ↓ ○被害があった場合には教育委員会へ被害状況を報告する。 ↓ ○その他の教職員は自宅待機 ※学校より連絡網で対応を指示	校長 教頭 教務 防災主任	
1号 配備 体制	○津波注意報が発表されたとき。 ○副市長が必要と認めたとき。	○大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市内一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。 ○副市長が必要と認めたとき。	○各自の安全を確認し、学校へ参集する。ただし、津波注意報・警報発令の際は、注意報・警報解除後に参集する。 ※危険がある場合は自宅待機 ↓ ○参集後、校地内の被害を確認し、善後策を決定する。 ↓ ○被害があった場合には速やかに教育委員会へ被害状況等を報告する。 ○その他の教職員は自宅待機。 ※学校より連絡網で対応を指示	校長 教頭 教務 防災主任	学校 95-8351 校長携帯電話 【 】
2号 配備 体制	○震度5弱・強の地震が発生したとき。 ○市内で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 ○市長が必要と認めたとき	○市内で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 ○市長が必要と認めたとき。	○各自の安全を確認し、学校へ参集する。 ↓ ○参集後、校地内の被害確認と、生徒の安否確認を行う。 ○善後策を決定する。 ↓ ○被害の有無にかかわらず速やかに教育委員会に被害状況等を報告する。 ↓ ※災害用伝言ダイヤル「171」を活用	校長 教頭 教務 防災主任 用務員	教頭携帯電話 【 】 ※災害時はメールの方が連絡が取りやすいことが考えられる。
3号 配備 体制	○市内の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。 ○震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ○避難指示が発令されたとき。 ○市長が必要と認めたとき。	○市内の広範囲で災害が発生し、又はその恐れがあるとき。 ○市長が必要と認めたとき。	○全職員は各自安全な場所へ避難する。 ↓ ○安全が確保され次第、学校へ参集する。ただし、「津波警報等」発令の際は解除後に参集する。 ↓ ○参集後、校地内の被害確認と生徒の安否確認を行う。 ○善後策を決定する。 ↓ ○被害の有無に関わらず、速やかに教育委員会に被害状況等を報告する。 ※災害用伝言ダイヤル「171」を活用する。	全職員	

I-5 情報連絡体制



*『緊急電話』とは

職員室東壁（空調設備リモコン盤の脇）に設置してある半固定無線装置及び、その中にある携帯型無線装置です。

操作説明（携帯型無線装置）



石巻市総務部 危機対策課
95-1111 内線4312
緊急電話：防災石巻105
東部教育事務所（石巻合庁内）
0225-95-1411
石巻警察署 湊交番
0225-22-0063
石巻警察署
0225-95-4141
同和警備
0225-95-9003
石巻東消防署
0225-24-0601
石巻市立湊小学校
0225-22-0843
緊急電話：防災石巻212

災害伝言ダイヤル活用法

○伝言の再生（学校からの指示・伝言を聞く）

〔171-2-0225-95-8351〕をダイヤル → 学校からの指示・伝言が再生

○伝言の録音（学校からの伝言を録音する）

〔171-1-0225-95-8351〕をダイヤル → 各自伝言等を録音する。

I-6 災害時の情報収集体制

	平常時／停電時	主な手段	担当者	備考
情報「収集」手段	平常時	ア テレビ・ラジオ	事務員	
		イ インターネット	情報主任	
		ウ 学校緊急用携帯電話	教頭	
		エ 災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話)	教務主任	
		オ その他		
		・自家用車、徒歩による情報収集(家庭訪問等)	各学年主任、担任	
	停電時	あ ラジオ	事務員	
		い 学校緊急用携帯電話	教頭	
		う 災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話)	教務主任	
		え その他		
		・太陽光発電による通信機器の利用	情報主任	
		・発電機使用による通信機器の利用	用務員	
		・自家用車、徒歩による情報収集(家庭訪問等)	各学年主任、担任	
情報「伝達」手段	平常時	ア 一斉メール配信	教頭	
		イ 学校緊急用携帯電話	教頭	
		ウ 災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話)	教務主任	
		エ その他		
		・自家用車、徒歩による情報収集(家庭訪問等)	各学年主任、担任	
	停電時	あ 学校緊急用携帯電話	教頭	
		い 災害本部直通の防災無線 (半固定型可搬型電話)	教務主任	
		う その他		
		・太陽光発電による通信機器の利用	情報主任	
		・発電機使用による通信機器の利用	用務員	
		・自家用車、徒歩による情報収集(家庭訪問等)	各学年主任、担任	

災害に応じた情報収集先

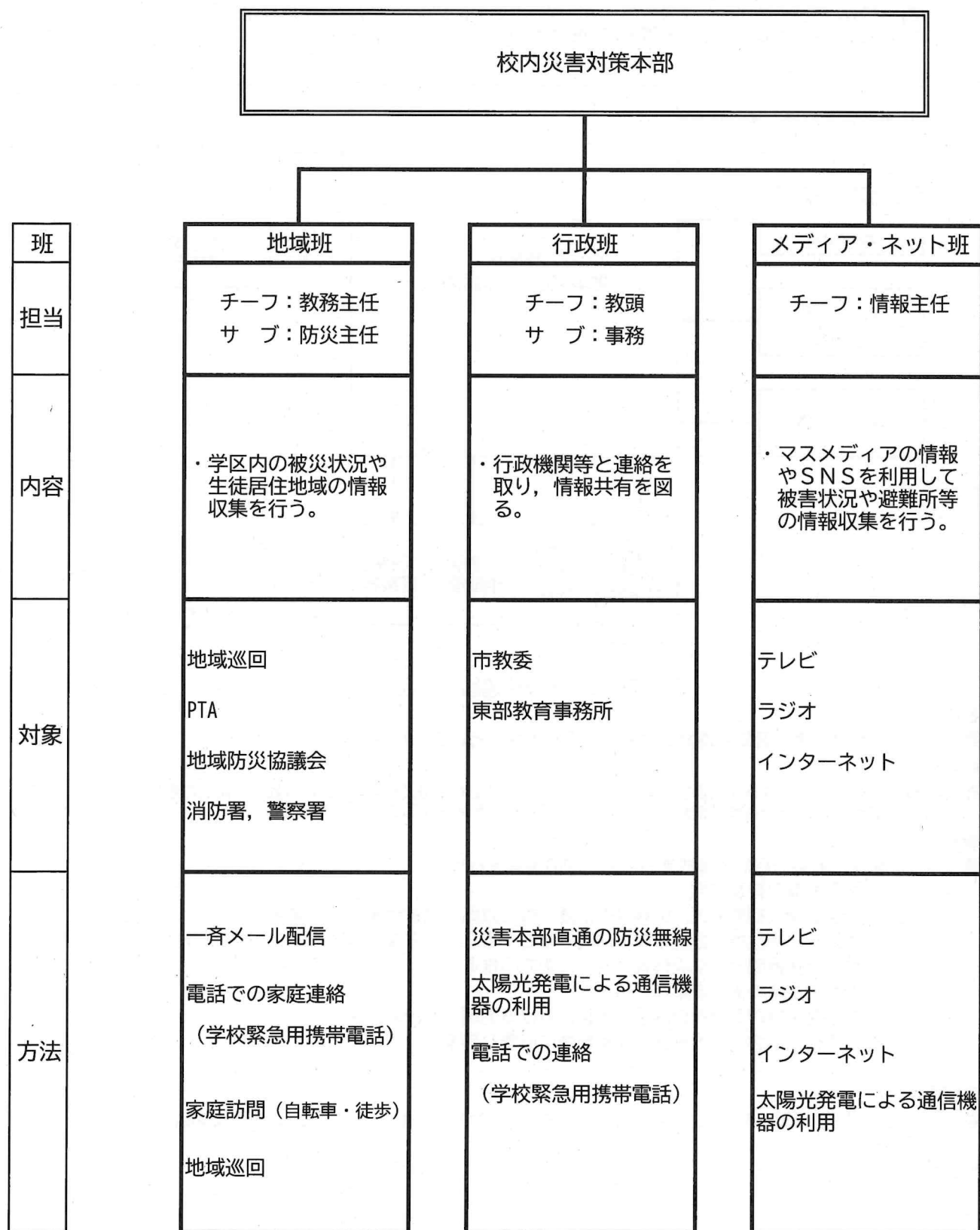
手段	災害	地震・津波	原発	突風・竜巻・雷	風水害
テレビ・ラジオ		NHK テレビ・ラジオ	NHK テレビ・ラジオ		
石巻市防災ラジオ		ラジオ石巻	ラジオ石巻	ラジオ石巻	ラジオ石巻
インターネット(職員室 PC, タブレット, 職員携帯電話等)		石巻市(防災情報) 気象庁(キキクル, 地震情報, 津波情報)	石巻市(防災情報)	石巻市(防災情報) 気象庁(キキクル, 気象情報, 台風情報)	石巻市(防災情報) 気象庁(キキクル) 国土交通省(河川の水位と雨量) 雨雲レーダー
その他		石巻市防災無線	石巻市防災無線	石巻市防災無線	石巻市防災無線

※非常持ち出し袋には、「携帯ラジオ」、「予備の電池」、「携帯型無線装置」を入れておく。

→その他の非常持ち出し袋の中身:「非常災害用カード(コピー)」, 救急セット
(月1回, 安全点検の際に防災主任が確認をする。)

I - 6 災害時の情報収集体制②

被害が甚大な場合や休日等に災害が発生した場合には、教職員が学校へ参集次第、下記の体制で当たる。

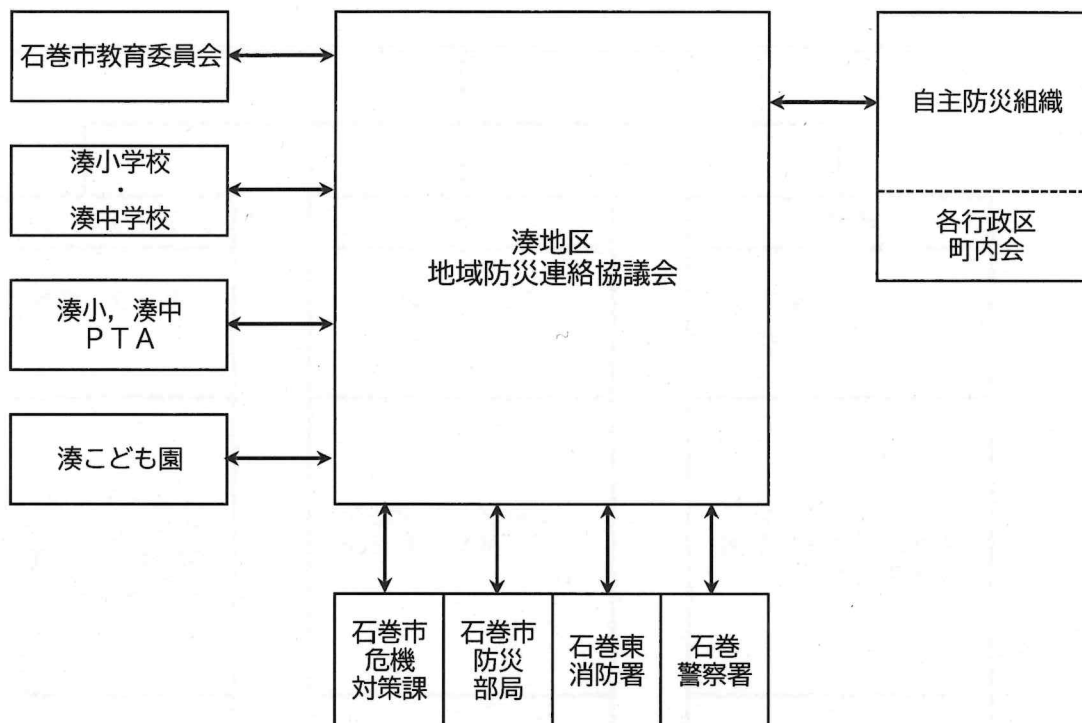


I-7 地域の連携体制

湊地区 地域防災連絡協議会

(1) 目的

①本会は、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災対策活動に取り組み、防災意識の普及啓発、及び防災訓練の徹底を図り、災害被害の拡大を防止することを目的とする。



湊地区防災連絡協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、湊地区防災連絡協議会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災対策活動に取り組み、防災の意識の普及啓発、及び防災訓練の徹底を図り、災害対策の拡大を防止することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の普及啓発
- (2) 防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）の実施
- (3) 地域の災害危機の把握と防災体制を確立するための支援（防災マップ、ハザードマップの作成等）
- (4) 防災関係機関との防災情報システム確立の推進
- (5) 災害発生時の情報収集及び伝達
- (6) 災害発生時の避難所の開設・運営における地域と学校の連携
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(運営委員会)

第4条 本会の運営委員は、湊地区に居住している者、湊地区の教育関連施設に勤務する者、その他湊地区に関わる者とする。

(役員会)

第5条 本会に役員会を置く。役員は次とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 3名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 3名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名

(役員の選出)

第6条 会長は、町内会会長・学校関係者の中から適任者をこれに充て、副会長、常任理事、事務局長、会計、監事を会長が委嘱する。

(役員の任期)

第7条

- (1) 役員の任期は2年とし、4月1日から翌々年3月31日までとする。再任を妨げない
- (2) 役員の任期が満了したときは、または任期中本会を大会するときにあっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (3) 役員が任期中、本会を大会したときの後任者の任期は、前任者の残留期間とする。

(役員の職務)

第8条

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 常任理事は会長及び副会長を補佐し、その業務を執行する。
- (4) 事務局長及び事務局次長は、本会に関わる事務を執行する。
- (5) 会計は、本協議会の会計を掌理する。
- (6) 監事は、本協議会の会計および事業の監査に当たる。

(役員の辞職)

第9条 役員が辞職しようとするときは、会長に届け出なければならない。ただし、会長の場合は副会長に届け出るものとする。

(事務局)

第10条

- (1) 本会の事務を処理するため、事務局を会長宅に置く。
- (2) 事務局長及び事務次長は、会長の名を受けて本会の事務を処理する。

(会議の種類)

第11条

- (1) 会議は、役員会及び運営委員会とする。
- (2) 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- (3) 議事は、出席者の過半数によってこれを決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる

(会議の招集)

第12条 運営委員会は毎年9月、臨時の役員会及び運営委員会は会長が必要と認めたときに招集する。

(会議の通知)

第13条 運営委員会を招集しようとするときは、議事録を作らなければならない。議事録には、議長及び出席した議長指名の委員2名がこれに署名しなければならない。

(運営委員会の議事録)

第14条 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。議事録には、議長及び出席した議長指名の委員2名がこれに署名しなければならない。

(会議の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は運営委員会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散
- (3) その他、本会の運営上重要な事項

(役員の審議事項)

第16条 役員会は会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 運営委員会に提案すべき事項
- (2) その他本会の運営上重要な事項

(その他)

第17条 この会則の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

